

令和4年監公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年12月28日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告する。

記

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

産業振興部（商工労政課）、都市整備部（道路整備課）、水と緑の部（水道経営課、水道工務課）※水道事業会計、会計管理者（会計課）

3 監査の着眼点（評価項目）

事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和4年11月21日及び11月28日

実施範囲 令和3年度及び令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行した事務（令和3年度は、補助金、交付金に関する事務に限る。）

実施項目 事務の執行及び経営に係る事業の管理

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし